

# 2020年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業 申請案内



[申請受付期間] 2020年7月1日(水)～同7月14日(火) ※土・日曜日は除く

[申請書類提出先] 事業所が所在する都道府県の地方実施機関(トラック協会)の窓口

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



公益社団法人

全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総会館

TEL: 03-3354-1067 FAX: 03-3354-1019

# 最近の主な変更事項

必要な提出書類の追加、評価対象となる取組等、最近の主な変更事項は下記のとおりです。

## 2015年度から

1. 全国実施機関より認定証等に同封していた認定ステッカー（5枚）、認定ワッペン（5枚）、認定証ケース（新規のみ）の無償交付を終了
2. 評価項目「Ⅲ 安全性に対する法令の遵守状況」に係る地方実施機関の巡回指導の対象開始日を前年7月1日からに変更

## 2016年度から

1. 申請時の提出書類として、厚生年金保険料の納付状況が確認できる書類を追加
2. Gマークステッカーの意匠変更



従前のステッカーは、現在の有効期限内であれば引き続き有効です。

## 2020年度から

1. 評価項目「安全性に対する取組の積極性」の自認項目11を「健康起因事故防止対策等輸送の安全に関する自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している。」に変更し「運転者の健康状態や疲労状態の把握に効果が高い取組として脳検査の受診、携帯型心電計の活用、SAS検査の受診のいずれかの実施」に対して「2点加点」とする。また、2点加点の3つの取組以外の健康起因事故防止に係る取組に対しても「1点加点」とする。（定期健康診断の受診など法令で義務づけられているものを除く）
2. 評価項目「Ⅲ 安全性に対する取組の積極性」の配点を21点に変更し評価項目合計を101点とする。

# 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関一覧

実施機関	〒	所在地	TEL	FAX
北海道	064-0809	札幌市中央区南9条西1-1-10	011-551-1357	011-521-5810
札幌事務所	064-0809	札幌市中央区南9条西1-1-10	011-206-7900	011-520-6520
函館事務所	041-0824	函館市西桔梗町555-32	0138-49-1777	0138-49-1659
室蘭事務所	050-0081	室蘭市日の出町3-4-11	0143-44-0993	0143-45-8024
旭川事務所	079-8442	旭川市流通団地2-4	0166-73-7760	0166-47-5079
帯広事務所	080-2459	帯広市西19条北2-4	0155-36-8575	0155-35-4614
釧路事務所	084-0906	釧路市鳥取大通6-1-4	0154-51-3108	0154-52-4019
北見事務所	090-0835	北見市光西町167	0157-24-4833	0157-24-8613
青森県	030-0111	青森市大字荒川字品川111-3	017-729-2000	017-729-2266
岩手県	020-0891	紫波郡矢巾町流通センター南2-9-1	019-637-2171	019-638-5010
宮城県	984-0015	仙台市若林区卸町5-8-3	022-238-2721	022-238-4336
秋田県	011-0904	秋田市寺内蛭根1-15-20	018-863-5331	018-863-7354
山形県	994-0075	天童市蔵増1465-16	023-616-6136	023-616-6138
福島県	960-0231	福島市飯坂町平野字若狭小屋32	024-558-7755	024-558-7731
茨城県	310-0913	水戸市見川町2440-1	029-303-7201	029-303-7202
栃木県	321-0169	宇都宮市八千代1-5-12	028-684-5882	028-684-5889
群馬県	379-2194	前橋市野中町595	027-261-0244	027-261-7576
埼玉県	330-8506	さいたま市大宮区北袋町1-299-3	048-645-2774	048-631-2006
千葉県	261-0002	千葉市美浜区新港212-10 (一社)千葉県トラック協会2F	043-302-1980	043-247-2691
東京都	160-0004	新宿区四谷3-1-8	03-3359-4138	03-3359-6009
神奈川県	222-8510	横浜市港北区新横浜2-11-1	045-471-5877	045-471-5536
山梨県	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561	055-263-2036
新潟県	950-0965	新潟市中央区新光町6-4	025-285-1717	025-285-8455
長野県	381-8556	長野市南長池710-3	026-254-5151	026-254-5155
富山県	939-2708	富山市婦中町島本郷1-5	076-495-8800	076-495-1600
石川県	920-0226	金沢市栗崎町4-84-10	076-239-2285	076-239-2287
福井県	918-8115	福井市別所町第17号18-1	0776-34-1713	0776-34-2136
岐阜県	501-6133	岐阜市日置江2648-2	058-279-3771	058-279-3773
静岡県	422-8510	静岡市駿河区池田126-4	054-283-1920	054-283-1921
愛知県	470-0207	みよし市福谷町西ノ洞21-127	0561-76-2242	0561-76-3033
三重県	514-8515	津市桜橋3-53-11	059-227-6767	059-225-2095
滋賀県	524-0104	守山市木浜町2298-4	077-585-8080	077-585-8015
京都府	612-8418	京都市伏見区竹田向代町48-3	075-671-3175	075-661-0062
大阪府	536-0014	大阪市城東区鳴野西2-11-2	06-6965-4024	06-6965-1902
兵庫県	657-0043	神戸市灘区大石東町2-4-27	078-882-5556	078-882-5565
奈良県	639-1037	大和郡山市額田部北町981-6	0743-23-1200	0743-56-2228
和歌山県	640-8404	和歌山市湊1414	073-422-6771	073-422-6121
鳥取県	680-0006	鳥取市丸山町219-1	0857-22-2694	0857-27-7051
島根県	690-0001	松江市東朝日町194-1	0852-21-4272	0852-22-4408
岡山県	700-8567	岡山市北区青江1-22-33	086-234-8211	086-234-5600
広島県	732-0052	広島市東区光町2-1-18	082-264-1539	082-261-2496
山口県	753-0812	山口市宝町2-84	083-922-0978	083-925-8070
徳島県	770-0003	徳島市北田宮2-14-50	088-632-8810	088-632-4701
香川県	760-0066	高松市福岡町3-2-3	087-851-6381	087-821-4974
愛媛県	791-1114	松山市井門町1081-1	089-957-1069	089-993-5501
高知県	781-8016	高知市南の丸町5-17	088-832-3499	088-831-0630
福岡県	812-0013	福岡市博多区博多駅東1-18-8	092-451-7846	092-451-7964
佐賀県	849-0921	佐賀市高木瀬西3-1-22	0952-36-6653	0952-36-6658
長崎県	851-0131	長崎市松原町2651-3	095-838-2281	095-839-8508
熊本県	862-0901	熊本市東区東町4-6-2	096-369-3968	096-369-1194
大分県	870-0905	大分市向原西1-1-27	097-558-6311	097-552-1591
宮崎県	880-8519	宮崎市恒久1-7-21	0985-53-6767	0985-53-2285
鹿児島県	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-15	099-261-1167	099-262-5500
沖縄県	900-0001	那覇市港町2-5-23	098-863-0280	098-863-3591

# Gマーク認定事業所のみなさん 認定ステッカーを正しく使用できていますか？

## ＼ Gマークステッカーの使用について寄せられる声 ＼

有効期限が過ぎたステッカーが貼られていた！

白ナンバーの自家用トラックにGマークステッカーが貼られていた！

有効期限が切り取られたステッカーが貼られていた！

### 適切ではない使用例

有効期限が過ぎたステッカーの貼付



※ 2020年1月以降に貼付されている場合

有効期限を切り取ったステッカーの貼付



**車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにして下さい。**

適切ではない「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となり、是正されない場合は認定を取り消します。

Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。